

質問書

2023年8月22日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-2（ベトナム、ネパール）（QCBS）」
（公示日:2023年8月9日／公示番号 23a00119）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 調業務実施上の条件</p> <p>(2) 業務量目途</p> <p>3) 渡航回数 の目途</p>	<p>脚注 15 (p.21) に「簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する」と記載されているため、本件業務対象の簡易型評価であるベトナム国「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」については、現地調査は 1 回と認識しております。</p> <p>他方で、p26 に、渡航回数 の目途は「全 6 回」と記載があります。</p> <p>したがって、上記案件を除くベトナム国「南北高速道路建設事業（ホーチミン－ゾーザイ間）（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）、高速道路建設事業従事者養成能力強化プロジェクト（一体評価）」及びネパール国「シンズリ道路震災復旧計画」において、現地渡航 5 回を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合どちらの案件で渡航回数 3 回を想定されているのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、ベトナム国「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」は簡易型のため、渡航は 1 回となります。</p> <p>以下のとおり訂正いたします。</p> <p>第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(2) 業務量目途と業務従事者構成案</p> <p>【訂正前】</p> <p>3) 渡航回数 の目途 全 6 回</p> <p>【訂正後】</p> <p>3) 渡航回数 の目途 全 5 回</p> <p>なお、上限額についても以下のとおり訂正いたします。</p> <p>【訂正前】</p> <p>36, 312 千円（税抜）</p> <p>【訂正後】</p> <p>35, 837 千円（税抜）</p>